



11月は
消費者被害防止
強化月間

くらしの情報

秋号



消費生活センターでは

日常生活で遭遇する契約上のトラブル、詐欺まがいの悪質行為、製品事故などの消費生活に関する相談に対し、市民の皆様からの苦情、相談、情報提供を受け付け、問題解決に向けた支援を行っています。

消費生活センターからの情報提供

- ・「あんしんサポートニュース」 毎月2回配信(原則1日、15日)
高齢者に関する消費関連トラブルや製品事故情報
- ・「SOSサポートニュース」 毎月1回配信(原則20日)
市内の中学校等に対して若者に関する消費トラブル情報
- ・「わかものサポートニュース」 毎月1回配信(原則25日)
市内の大学・専門学校等に向け最新の消費トラブル情報
- ・「消費者トラブル注意報」 2ヵ月に1回配信
福岡県・福岡市と共同で県内の高校・大学等に向け若者に関する消費トラブル情報

戸籍のフリガナ制度 始まりました

法務局や市町村の職員をかたった
詐欺にご注意!



届しなくても
罰則はありません

届出に手数料は
かかりません

法務省や市職員が金銭を支払うよう
要求することはありません



計量検査所では

11月1日は
計量記念日

「正確な計量」は、私たちの日常生活において基本的な、かつ重要な要素です。計量の基準を定め、その適正な実施を確保することで、経済の発展と文化の向上に貢献することを目的とした「計量法」に基づき、適正な計量を推進するための多岐にわたる活動を行っています。

「適正計量管理事業所」って何だろう？

計量
豆知識

「適正計量管理事業所」という名称をご存じでしょうか。
あまり聞き慣れない事業所名かもしれません。



「適正計量管理事業所」
マーク

計量法では、正しい計量販売や高品質な製品製造のために、事業所が自主的に計量管理を進めることを目的とした「適正計量管理事業所」の制度が定められており、都道府県が指定を行っています。北九州市内でも製造業や流通業など約170の事業所が指定されています。

計量とは、重さや長さなどをはかることですが、この計量を管理する仕組みが「計量管理」です。指定を受けた事業所では、適正な計量管理を確実にを行うため、計量器の検査、従業員の指導、さらには計量士の指導のもと活動する適正計量管理主任者の配置など、様々な取り組みを実施しています。



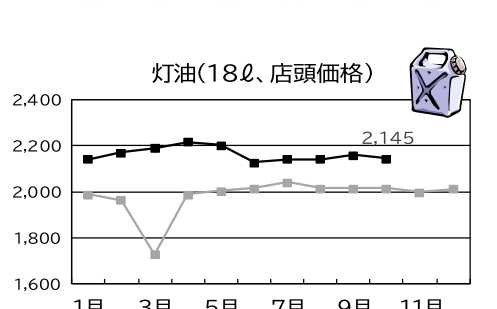
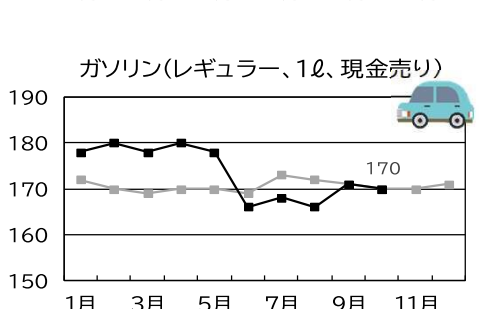
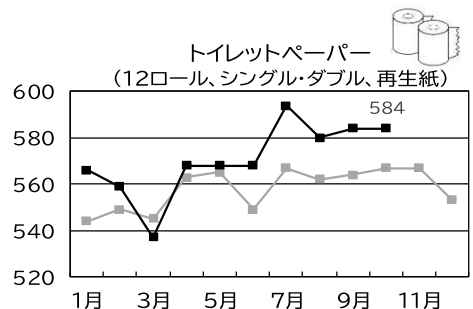
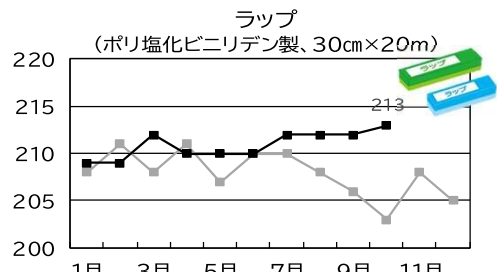
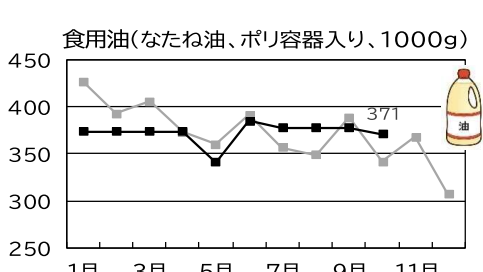
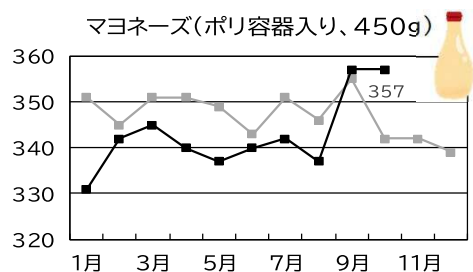
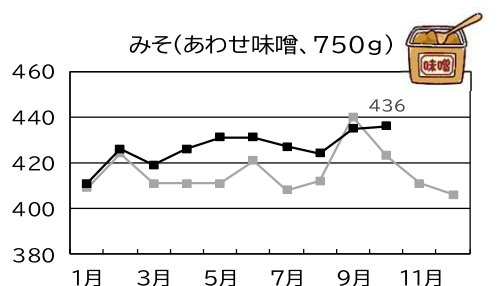
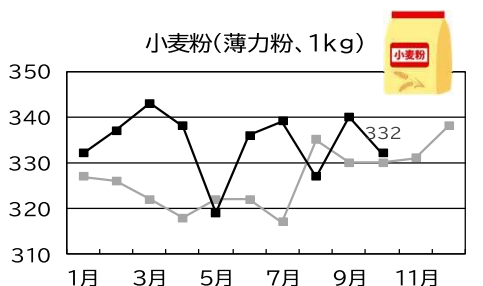
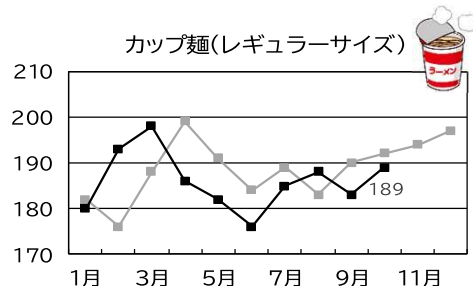
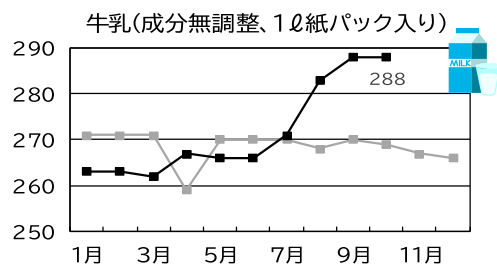
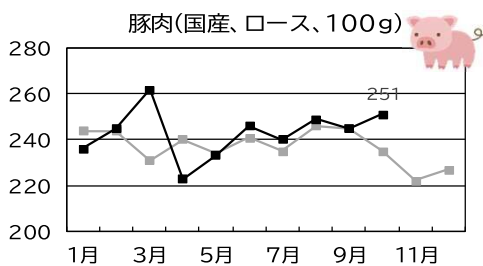
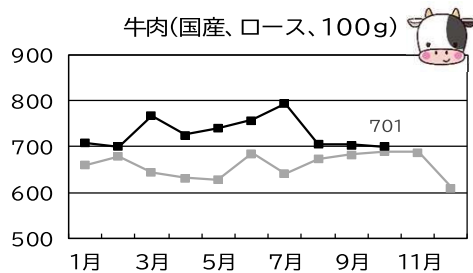
消費生活センター 計量検査所
北九州市小倉北区親和町6番2号
TEL:093-592-2012

物価情報

【生活関連物資の10月価格動向】

※単位:円 価格は消費税を含みます

— R6年 — R7年



◎結果は職員が市内の小売店舗で調査したものです ◎特価の価格も含ましますので、あくまで参考程度にしてください。
◎上記以外も調査しています。詳しくは、北九州市立消費生活センターのホームページをご覧ください。
◎物価に関するお問い合わせ先 ☎093-871-0428

北九州市立消費生活センター 相談窓口一覧

○北九州市立消費生活センター

場 所: ウェルとばた7階
受付時間: 月～土 9時～16時45分
※第3土曜は13時まで
電話番号: 093-861-0999

○小倉北相談窓口

場 所: 小倉北区役所西棟1階
受付時間: 月・水・金 9時～16時45分
電話番号: 093-582-4500

○小倉南相談窓口

場 所: 小倉南区役所3階
受付時間: 火・木 9時～16時45分
電話番号: 093-951-3610

○八幡西相談窓口

場 所: 八幡西区役所コムシティ4階
受付時間: 月～金 9時～16時45分
電話番号: 093-641-9782

各相談窓口で受け付けていない曜日(日・祝・年末年始除く)は
北九州市立消費生活センター(093-861-0999)にご相談ください

全国共通の電話番号 「消費者ホットライン」

編集・発行 北九州市立消費生活センター

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた7階
☎093-871-0428(事務室) FAX 093-871-7720

